

申請書を、行政庁に提出しなけれ書面により、行政庁に申し出るものとする
(主務省令への委任)
ばならない

第十一条 第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関する事項は、主務省令で定める。

(行政庁等)

第十二条 この政令における行政庁は、法第十二条第一号の規定による歯科衛生士学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同条第二号の規定による歯科衛生士養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。
(受験手数料)

第十三条 法第十二条の三第一項の政令で定める受験手数料の額は、一万四千三百円とする。

(権限の委任)

第十四条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第十五条 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

(附則)

1 (施行期日)
(国の貸付金の償還期間等)

2 法附則第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項の規定による国（以下「国」）の貸付金（以下「国（の）貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前二項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6 法附則第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げた場合とする。

（施行期日）
1 附則 (平成九年三月一四日政令第五七号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成九年四月一日から施行する。

1 附則 (平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)

1 附則 (平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)

1 附則 (平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)

附則 (平成一四年二月八日政令第二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (平成二七年三月三一日政令第一二八号) 抄
(施行期日)**

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分の行為」という。）又はこの政令の施行の際にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）

で、施行日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により國又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

**附則 (平成二七年三月三一日政令第一二八号) 抄
(施行期日)**

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附則 (令和四年二月九日政令第三九号) 抄
(施行期日)**

第一条 この政令は、令和四年五月一日から施行する。